平成２２年（フ）第２２号
宮城県登米市迫町佐沼字南元丁115番地13
債務者　岩淵　　勉
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第８７３４号
大阪府豊中市豊南町西３丁目10番４号
債務者　喜多廣子こと　喜多　広子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　克宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３５号
大阪府豊中市豊南町西３丁目10番４号、事業所所在地大阪府豊中市豊南町西１―12―11
債務者　喜多　年春
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　克宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６０号
兵庫県芦屋市山手町14番８―711号
債務者　アサヒ金属工業所こと　阪上　三城
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第３３４号
福井市成和１丁目1610番地
債務者　昭和建設鋼業株式会社
代表者代表取締役　前川　成美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４９号
岩手県陸前高田市気仙町字内野35番地７、前住所岩手県遠野市東舘町６番９号
債務者　大泉　達也
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５２号
岩手県東磐井郡藤沢町黄海字山谷119番地
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２８０号
仙台市太白区八木山南３丁目１番地の49　第２コーポラスヒロタ205
債務者　古川　　泉
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
函館市本通３丁目14番４号
債務者　藪下　美穂
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１６５号
函館市富岡町１丁目34番11号
債務者　武井　　勇
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
岐阜県安八郡輪之内町楡俣新田443番地の３
債務者　細野　晴孝
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
三重県志摩市志摩町越賀10番地３
債務者　浅井　一男
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
宮城県石巻市向陽町５丁目14番15号　市営住宅221号
債務者　鈴木　昭彦
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
山口県山陽小野田市平成町８番18号
債務者　下口　信恵
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１０３号
新潟市中央区大島167番地18
債務者　苅部　明美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６０号
名古屋市守山区緑ケ丘1010番地　緑ヶ丘荘19棟301号、住民票上の住所愛知県知多市長浦２丁目220番地　内田コーポ102
債務者　河村　達弥
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９４号
名古屋市東区古出来２丁目４番８号
債務者　横井　正彦
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２号
滋賀県長浜市湯次町155番地　ブリリアンスシティ305
債務者　藤本　輝美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係